

○厚生労働省告示第二百四十三号
 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十二條第一項第二号口の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成二十六年厚生労働省告示第四百六十二号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年七月一日から適用する。
 平成三十年六月六日
 厚生労働大臣 加藤 勝信
 （傍線部分は改正部分）

		改正後		改正前	
口 (略)	対象部位等	眼	症状の状態	眼	症状の状態
	(略)	眼の機能に著しい障害を有するもの（視力の良い方の眼の視力が○・○三以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が○・○四かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの）	眼の機能に著しい障害を有するもの（両眼の視力の和が○・○四以下のもの）	眼	眼の機能に著しい障害を有するもの（両眼の視力の和が○・○四以下のもの）
<p>二 令第二十二條第一項第二号口の医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病（法第六條の二第一項に規定する小児慢性特定疾病をいう。）による身体の状況又は当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に照らして療養に係る負担が特に重い者として厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。 イ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であつて、次の表の上欄に掲げる部位等のいずれかについて、同表の下欄に掲げる症状の状態のうち、一つ以上がおおむね六か月以上継続する（小児慢性特定疾病に起因するものに限り。）と認められるもの</p>					